

新旧対照表

令和6年4月
au カブコム証券

・ NISA口座（成長投資枠） 単元未満株式定期積立取引約款

新	旧	備考
	<p><u>NISA口座 単元未満株式定期積立取引</u></p> <p><u>※この規定は、お客様が2023年12月31日までの間にNISA口座における定期積立サービスにより単元未満株式（プチ株®）の買付を行う際に適用されます。この規定の第14条に基づき2024年1月1日以降も当該買付が継続されることとなる場合を含め、お客様が同日以降にNISA口座（成長投資枠）における定期積立サービスにより単元未満株式（プチ株®）の買付を行う際には同日付で後記のとおり改正されるこの規定が適用されるものとします。</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p><u>NISA口座（成長投資枠）単元未満株式定期積立取引約款</u></p> <p><u>※この規定は、お客様が2024年1月1日以降にNISA口座（成長投資枠）における定期積立サービスにより単元未満</u></p>	<p>削除 （NISA口座 単元未満株式定期積立取引の条項を全削除）</p> <p>削除 （※の注積分を全削除）</p>

<p>(2015年 1月)</p> <p>(2015年 12月)</p> <p>(2019年 12月)</p> <p>(2020年 5月)</p> <p>(2022年 1月)</p> <p>(2023年 7月)</p> <p>(2023年 11月)</p> <p><u>(2024年 4月)</u></p>	<p><u>株式(プチ株®)の買付を行う際に適用されます。なお、お客様がそれ以前に NISA 口座における定期積立サービスにより単元未満株式(プチ株®)の買付を行っていた場合において改正前のこの規定の第14条に基づき2024年1月1日以降も当該買付が継続される場合も、同日以降はこの規定が適用されるものとします。</u></p> <p>(2015年 1月)</p> <p>(2015年 12月)</p> <p>(2019年 12月)</p> <p>(2020年 5月)</p> <p>(2022年 1月)</p> <p>(2023年 7月)</p> <p>(2023年 11月)</p>	<p>記載追加</p>
---	---	-------------

- ・ 「NISA 口座（成長投資枠） 投資信託定期積立取引取扱規定」と「NISA 口座（つみたて投資枠） 投資信託定期積立取引取扱規定」の規定を統合し、名称を「NISA 口座 投資信託定期積立取引取扱規定」とする。
- ・ 以下に記載の新旧対照表は、「NISA 口座（成長投資枠） 投資信託定期積立取引取扱規定」からの変更内容を記載する。

新	旧	備考
NISA 口座 投資信託定期積立取引取扱規定	<p><u>NISA 口座 投資信託定期積立取引取扱規定</u></p> <p><u>※この規定は、お客様が 2023 年 12 月 31 日までの間に NISA 口座における定期積立サービスにより投資信託の買付を行う際に適用されます。この規定の第 15 条に基づき 2024 年 1 月 1 日以降も当該買付が継続されることとなる場合を含め、お客様が同日以降に NISA 口座（成長投資枠）における定期積立サービスにより投資信託の買付を行う際には同日付で後記のとおり改正されるこの規定が適用されるものとします。</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p>NISA 口座 <u>(成長投資枠)</u> 投資信託定期積立取引取扱規定</p>	<p>削除 (NISA 口座 投資信託定期積立取引取扱規定の条項を全削除)</p> <p>削除 (規定名称の変更)</p>

<p>第1条（規定の趣旨） この規定はお客様が au カブコム証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する NISA 口座（<u>つみたて投資枠、及び、成長投資枠</u>）での投資信託の定期積立サービス（以下「NISA 口座プレミアム積立®」（投信）といいます。）に関する取り決めです。</p> <p>第8条（買付に関する留意事項） <u>(3) 指定銘柄の買付の際に、NISA 口座（つみたて投資枠）での買付を明示し、買付の結果が NISA 口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合には、NISA 口座（つみたて投資枠）での受入となりますが、買付の結果が NISA 口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は、NISA 口座（成長投資枠）での受入と</u></p>	<p><u>※この規定は、お客様が 2024 年 1 月 1 日以降に NISA 口座（成長投資枠）における定期積立サービスにより投資信託の買付を行う際に適用されます。なお、お客様がそれ以前に NISA 口座における定期積立サービスにより投資信託の買付を行っていた場合において改正前のこの規定の第 15 条に基づき 2024 年 1 月 1 日以降も当該買付が継続される場合も、同日以降はこの規定が適用されるものとしします。</u></p> <p>第1条（規定の趣旨） この規定はお客様が au カブコム証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する NISA 口座（成長投資枠）での投資信託の定期積立サービス（以下「NISA 口座プレミアム積立®」（投信）といいます。）に関する取り決めです。</p> <p>第8条（買付に関する留意事項）</p>	<p>削除 （※の注積分を全削除）</p> <p>追加</p> <p>追加 （第8条3項の文章を追加）</p>
---	--	---

<p><u>なり、NISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。また、NISA口座（つみたて投資枠）の対象銘柄がNISA口座（成長投資枠）の対象銘柄ではなく、非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。</u></p>		
<p>(4)指定銘柄の買付の際に、NISA口座（成長投資枠）での買付を明示し、買付の結果がNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合にはNISA口座（成長投資枠）での受入となりますが、買付の結果がNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。</p>	<p>(3)指定銘柄の買付の際にNISA口座（成長投資枠）での買付を明示した際、買付の結果がNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合にはNISA口座（成長投資枠）での受入となりますが、買付の結果がNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。</p>	<p>記載変更 (参照条項の修正ほか)</p>
<p>(5) NISA口座（成長投資枠）を利用した積立には「NISA口座プレミアム積立®」（プチ株）と「NISA口座プレミアム積立®」（投信）があり、積立の際に複数の商品を設定している場合には「NISA口座プレミアム積立®」（プチ株）・「NISA口座プレミアム積立®」（投信）の商品の順にNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定を使用することとなります。また同一商品の買付が同一約定日となる場合には、申込日が早い順にNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定を使用することとなります。</p>	<p>(4)NISA口座（成長投資枠）を利用した積立には「NISA口座プレミアム積立®」（プチ株）と「NISA口座プレミアム積立®」（投信）があり、積立の際に複数の商品を設定している場合には「NISA口座プレミアム積立®」（プチ株）・「NISA口座プレミアム積立®」（投信）の商品の順にNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定を使用することとなります。また同一商品の買付が同一約定日となる場合には、申込日が早い順にNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定を使用することとなります。</p>	<p>記載変更 (参照条項の修正)</p>

(6)同一日に 100 ファンドを超えるお申込みはできません。

(2014 年 1 月)

(2015 年 12 月)

(2020 年 5 月)

(2022 年 6 月)

(2023 年 11 月)

(2024 年 4 月)

(5)同一日に 100 ファンドを超えるお申込みはできません。

(2014 年 1 月)

(2015 年 12 月)

(2020 年 5 月)

(2022 年 6 月)

(2023 年 11 月)